山形市立南小学校　いじめ防止基本方針

１．基本理念

本校は、教育基本法およびいじめ防止対策推進法に基づき、すべての児童が安心して安全に学校生活を送り、健やかに成長できる環境を一体となって構築する。いじめは、「いつでも、どの児童にも起こりうる」という認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、および発生時の迅速かつ適切な対応に全力を尽くす。

いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校の学校外その他における関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。

※けんかやふざけ合いであっても、被害側が苦痛を感じていれば「いじめ」として捉え、背景を調査する。

２．学校の設置する組織（いじめ対策委員会）

いじめの防止、早期発見、および対処を実効的に行うため、校内に「いじめ対策委員会」（常設）を設置する。

【構成メンバー】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、教育相談担当、特支Ｃｏ

【主な役割】

・いじめ防止基本方針の策定、見直し、および周知
・定期的なアンケート調査や面談の実施・分析（早期発見）
・いじめ発見時の具体的な対応策の協議、情報共有、役割分担の決定
・職員研修の企画

３．具体的な取り組み

①未然防止（いじめを許さない環境づくり）

道徳教育・人権教育の充実

相手を思いやる心や、多様性を認める態度を育てる。

絆づくりの推進

学級経営を充実させ、児童一人ひとりが「居場所」と「絆」を実感できる学級集団を作る。

情報モラル教育の実施

ＳＮＳやインターネット上でのいじめを防止するため、定期的な指導を行う。

②早期発見（小さなサインを見逃さない）

定期アンケートの実施

年２回、全児童を対象としたいじめ発見アンケートを実施する。
年１回、Q-Uテストを実施し、クラス全体の人間関係の課題を客観的に把握する。
毎日、ＳＬＮ（心の天気）を活用し、普段から児童の心の変化を丁寧に看取る。

定期面談・教育相談

年２回、全児童を対象とした二者面談（子どもと語る週間）を設ける。

日常的な観察の徹底

登下校時、休み時間、授業中の児童の様子（表情、孤立、持ち物の変化など）を全職員で注視する。

③発生時の対応（迅速・組織的な対応）

いじめの疑いが生じた場合、個人の判断で抱え込まず、直ちに管理職に報告し、組織として対応する。

ステップ	対応内容
１．事実確認	関係児童（被害・加害・周囲の目撃者）から個別に、丁寧に聞き取りを行う。
２．被害児童の保護	安全を第一に確保し、心のケア（養護教諭と連携）を最優先で行う。
３．加害児童への指導	事実に基づき、毅然とした態度で指導を行い、反省と自己変革を促す。
４．保護者への連絡・連携	被害・加害双方の保護者へ迅速に事実を伝え、今後の対応について協力を求める。

【いじめが解消したと判断する要件】

◇いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的な行為または物理的影響を与える行為が止んでいることが相当の期間継続していること（少なくても３カ月以上）

◇被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童本人及びその保護者に面談等にとって確認する。

４．重大事態への対処

いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、あるいは相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときは、「重大事態」として対処する。

・直ちに教育委員会へ報告する。
・いじめ対策委員会をベースに、外部専門家を交えた調査組織を設置し、事実関係の解明を行う。
・調査結果は、被害児童およびその保護者に対して適切に情報提供を行う。

５．校内研修と評価・見直し

職員研修

年１回、いじめ防止に関する事例研究や法理解のための校内研修を実施し、全職員の意識向上を図る。

ＰＤＣＡサイクルの確立

本基本方針は、年度末に「いじめ対策委員会」において効果を検証し、実態に応じて必要な見直しを行う。

（令和８年８月１日　改訂）